**平成２８年（フ）第１４６５号**
神奈川県藤沢市下土棚469番地ソレイユ長後604Ｂ号室
債務者　長濱　好和
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１４８２号**
東京都世田谷区岡本３丁目15番５号　ハイツ綱島201
債務者　冨田　　渡
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　一敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９７２号**
名古屋市中区大須２丁目13番25号　丸勝ビル400号、従前の住所名古屋市東区東桜２丁目12番29号　奥村ビル301号
債務者　杉田　　茂
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　悠雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第９９号**
富山市八尾町福島156番地　市営住宅206号
債務者　福澤　博文
1　決定年月日時　平成28年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
富山地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第６号**
石川県野々市市新庄２丁目826番地　プリムローズＢ201号、従前の住所横浜市港北区小机町350番地３
債務者　山内　貴晶
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
金沢地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５９４号**
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市住５－５棟711号
債務者　木村　潤市
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　岳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１４７９号**
横浜市栄区公田町740番地　６棟501号
債務者　岡本　惠一
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１４８０号**
横浜市栄区公田町740番地　６棟501号
債務者　岡本　松惠
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４１号**
長野県下伊那郡阿南町富草4347番地113
債務者　木下　育子
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２８年（フ）第１５号**
北海道根室市常盤町２丁目１番地
債務者　マルシメ及川商店こと　及川　英男
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
釧路地方裁判所根室支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第４８号**
福島市鎌田字新町18番地の３
債務者　佐藤　悠司
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第５４号**
福島県伊達市保原町字実町26番地１
債務者　高橋　貴子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第５５号**
福島県伊達市保原町字実町26番地１
債務者　高橋　利明（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第５６号**
福島市松浪町６番30号グラン・ドムール松浪210
債務者　山田　玲奈（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成28年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第５９号**
福島県伊達郡桑折町字東段30番地　Ｃ10棟４号
債務者　荒木　宏治
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第１６１号**
新潟市南区大通南１丁目22番地
債務者　廣川千夏子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２１１号**
新潟市西区真砂４丁目11番43号　エクセール真砂Ａ102号、前住所埼玉県行田市城西２丁目５番32―２号
債務者　丸川　里子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
新潟地方裁判所民事部